

令和 8 年度 淡路市地域公共交通会議

(日 時) 令和 8 年 6 月 1 9 日 (金) 午後 2 時～

(場 所) 防災あんしんセンター多目的ホール

(出席者) 別紙のとおり

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報告

(報告 1) 淡路島地域公共交通計画の実施状況について

(報告 2) 淡路市コミバス運転免許返納サポート制度の拡充について

(報告 3) あわ神・あわ姫バスの割引サービス等について

4. 議 事

(議題 1) 淡路市コミュニティバスの評価検証 (案) について

(議題 2) 岩屋地域コミュニティバス(岩屋バンバンバス号)の路線変更 (案)
について

(議題 3) 山田地域デマンド交通(ハピバス山田号)の路線追加 (案) について

5. その他

6. 閉 会

令和8年度 淡路市地域公共交通会議 委員名簿

(任期:令和10年3月31日まで)

	NO	機関	所 属	役 職	氏 名	ふりがな	備考	
委員	1	淡路市	淡路市	副市長	植松 浩二	うえまつ こうじ		
	2		淡路市	理事	永井 哲夫	ながい てつお		
	3		淡路市都市整備部	部長	山田 勝也	やまだ かつや		
	4	国・県	神戸運輸監理部兵庫陸運部	首席運輸企画専門官	栗原 岳志	くわばら たけし	※議決権は、国で1つ	
			神戸運輸監理部総務企画部	企画調整官	木原 健太	きはら けんた		
	5		兵庫県淡路県民局洲本土木事務所	所長補佐	鈴木 茂伸	すずき しげのぶ	※議決権は、兵庫県で1つ	
			兵庫県土木部交通政策課	副課長	小玉 嗣人	こだま つぐと		
	6		淡路警察署交通課	課長	佐藤 和義	さとう かずよし		
	7		兵庫県バス協会 淡路地区部会(淡路交通(株))	バス事業部長	片岸 章文	かたぎし あきふみ		
	8		兵庫県タクシー協会 淡路島支部(株)みなと観光タクシー)	代表	池田 昌宏	いけだ よしひろ		
	9		淡路交通(株)労働組合	執行委員長	松本 貴博	まつもと たかひろ		
	10		住民代表	淡路市連合町内会	会長	魚住 幸市	うおずみ こういち	
	11			淡路市商工会	副会長	三津 久直	みつ ひさなお	
	12			淡路市民生委員児童委員連合会	副会長	林 卓志	はやし たかし	
	13			(社福)淡路市社会福祉協議会	会長	小南 廣之	こみなみ ひろゆき	
14	淡路市老人クラブ連合会			副会長	平田 國雄	ひらた くにお		
15	淡路市婦人会			会長	河野 さかゑ	かわの さかえ		
オブザーバー	1	淡路市コミバス	長沢ミニバス運行委員会	役員	廣田 宣章	ひろた のぶあき	長沢地域コミュニティバス	
	2		株式会社 恵美寿	取締役社長	真木 伸茂	まき のぶしげ	岩屋地域コミュニティバス	
	3		山田まちづくり協議会	会長	大田原 正直	おだはら まさなお	山田地域デマンド交通	
	4		本四海峡バス(株)	取締役安全推進部長	谷上 雅則	たにがみ まさのり	北部生活観光バス	
	5		本四海峡バス(株)	運輸部長	磯部 圭市	いそべ けいいち	北部生活観光バス	
事務局	1	淡路市	淡路市都市総務課	特命参事	池本 暁彦	いけもと あきひこ		
	2		淡路市都市整備部	主幹	福谷 敦司	ふくたに あつし		
	3		淡路市都市総務課	主事	寺下 俊平	てらした しゅんぺい		

令和8年度 淡路市地域公共交通会議 委員配席表

淡路市 都市整備部長 【山田 勝也】		淡路市理事 【永井 哲夫】	淡路市副市長 【植松 浩二】 【会長】	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 首席運輸企画専門官 【栞原 岳志】 代理：竹原 弘二
兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 所長補佐 【鈴木 茂伸】				淡路警察署 交通課 課長 【佐藤 和義】 代理：橋本 聡
兵庫県土木部 交通政策課 副課長 【小玉 嗣人】 代理：多田 彩華				淡路市連合町内会 会長 【魚住 幸市】
兵庫県タクシー協会 淡路島支部 代表 【池田 昌宏】				淡路市民生委員 児童委員連合 副会長 【林 卓志】
兵庫県バス協会 淡路地区部会 淡路交通(株) バス事業部長 【片岸 章文】				淡路市老人クラブ 連合会 副会長 【平田 國雄】
淡路交通(株) 労働組合 執行委員長 【松本 貴博】				淡路市婦人会 会長 【河野 さかゑ】
本四海峡バス(株) 取締役安全推進部長 【谷上 雅則】				長沢ミニバス 運行委員会役員 【廣田 宣章】
本四海峡バス(株) 運輸部長 【磯部 圭市】				株式会社恵美寿 取締役社長 【真木 伸茂】
		都市整備部 都市総務課 特命参事 【池本 暁彦】	都市整備部 都市総務課 主幹 【福谷 敦司】	都市整備部 都市総務課 主事 【寺下 俊平】

淡路島地域公共交通計画 概要版

■ 計画の目的

淡路島が将来にわたって地域の活力を維持していくためには、人々の暮らしや活動を支える地域公共交通ネットワークの形成と交通サービスの維持・改善が不可欠です。

淡路島においては地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、「淡路島地域公共交通活性化協議会」を設置し、2018（平成 30）年 3 月に「淡路島地域公共交通網形成計画」を策定しました。網形成計画策定以降、課題解決に向けた様々な取組みを進めていますが、地域公共交通を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。このため、地域公共交通にかかわる各主体、すなわち、利用する地域の住民、サービスを提供する交通事業者、そして市をはじめとした行政等の関係者が、望ましい姿を再確認し、共有する必要があります。

今回策定する「淡路島地域公共交通計画」は、これらの望ましい姿を共有したうえで、それぞれの役割を再認識し、それぞれができることを理解し、総合的に地域公共交通政策を展開していくための道しるべを示すことを目的としています。

■ 計画の位置づけ

本計画は淡路島にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たすものです。淡路島各市の総合計画や兵庫県の淡路地域ビジョン、その他のまちづくりや交通に関する計画と整合、連携を図りながら、地域公共交通政策の方向性等を定めるとともに、住民、交通事業者、企業、団体、行政等地域の人々が一体となって取り組む諸施策を示し、持続可能な地域公共交通の実現をめざします。

■ 基本的な方針

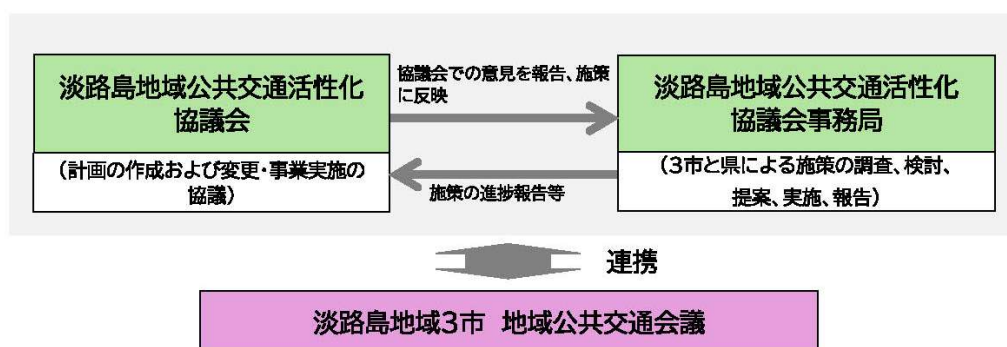
住民が安心して暮らし、地域内外の人々が交流する活気あふれる地域であるためには、誰も（住民、来訪者）がそれぞれの目的に応じて円滑に移動できる環境が必要です。その環境を実現し、将来にわたって維持するため、今後の人口減少、高齢者の増加、観光客の増加等に対応した、わかりやすく、使いやすい地域公共交通網の構築をめざします。

**誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現
～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～**

■ 計画の推進体制

淡路島地域公共交通活性化協議会では、各事業主体の取組みや事業費、費用対効果など進捗状況の確認を行うとともに、計画に基づく施策の総合調整を行います。

事業主体間の連携や調整が必要な施策については、3市と県の交通政策担当課により構成する淡路島地域公共交通活性化協議会事務局において、施策の調査・検討、実施、検証等を行い、協議会に報告を行います。また、各市地域公共交通会議においては、本計画を踏まえ、施策・事業の推進を図ります。



■ 地域公共交通ネットワークの将来像

地域公共交通ネットワークの将来像は、住民及び来訪者の広域移動から地域内移動までの多様な移動に対して、高速バスネットワークや幹線、準幹線、支線等が役割に基づく階層性をもち、交通結節点で円滑に接続する、持続可能な地域公共交通ネットワークをめざします。

○ 広域拠点：島外からの交通機関である高速バス、旅客船の主なターミナルで淡路島の玄関口。高速バス、旅客線、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 乗り換え・観光・宿泊施設等の案内ができること
- ・ 駐車場、駐輪場、タクシーベイが整備されていること
- ・ 待合施設があること
- ・ トイレがあること
- ・ 券売所、案内所があること
- ・ レンタサイクル、レンタカーなど多様なバス以外の交通手段が利用できること
- ・ 飲食、物販機能があること

● 地域拠点：高速バス、路線バス、コミュニティバス等、複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 観光案内、交通案内等の表示があること
- ・ 駐車場、駐輪場が整備されていること
- ・ 上屋、ベンチがあること
- ・ トイレがあること
- ・ 自動販売機等の飲食機能があること



		ネットワークを担う 主な交通機関	役割
公共交通	高速バスネットワーク	高速バス	島内と島外を結ぶ広域交通の軸。
	幹線	年間利用者数 5 万人以上の路線バス・コミュニティバス	島内の広域拠点を結ぶ島内移動ネットワークの主軸。
	準幹線	年間利用者数 1 万人以上、5 万人未満の路線バス・コミュニティバス	広域拠点と地域拠点を結ぶ、幹線を補完する軸。
	支線	年間利用者数 1 万人未満のコミュニティバス・自主運行バス	幹線や拠点と周辺地域を結ぶ、地域の移動を支える軸。
	その他	船舶	島内と島外や離島を結ぶ、生活を支える軸。
		タクシー	幹線、準幹線、支線を補完して、多様な移動ニーズに応える。
福祉交通		福祉有償運送・介護タクシー等	公共交通で対応できない方の輸送手段。

■目標達成に向けた施策評価

【目標１】 取組を推進するための体制づくり

[施策の方向性]

- ・３市による統一的な推進体制の構築

主な施策	これまでの主な取組内容
・統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向け検討	・淡路地域公共交通活性化協議会（年２回） ・島内３市及び県による担当者会（毎月）

【目標２】 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

[施策の方向性]

- ・幹線、準幹線、支線の役割に応じた見直し
- ・市域を超えた移動環境の向上
- ・広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節点の充実

主な施策	これまでの主な取組内容
・運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し ・高速バスの地域内乗降の拡大 ・市域を超えた路線の見直し ・乗継等利用しやすい手段の導入 ・淡路 IC の地域拠点としての整備 ・拠点における交通接点機能の向上 ・乗継時間の短縮 ・高速舞子 BS の交通接点機能強化	・あわ神あわ姫バスの洲本市延伸（岩屋・洲本線） ・あわ神あわ姫バス（反時計回り路線）の早朝便の運行 ・あわ神あわ姫バス（観光路線）の期間拡大 ・淡路交通（縦貫線（北））の料金低減 ・あわ神あわ姫バスと鮎原線（本四海峡バス）の無料乗継 ・ＪＲ舞子駅から高速バス停までの路面に案内標示設置

【目標３】 日常の移動手段の充実（通勤・通学、買物、通院）

[施策の方向性]

- ・公共交通空白地における移動手段の確保
- ・地域の状況に応じた移動手段の充実

主な施策	これまでの主な取組内容
・公共交通空白地における移動手段の導入 ・地域の需要に応じた移動手段の導入 ・福祉サービスとの連携	・岩屋バンバンバスの導入、継続実施 ・ハピネス山田号の導入、継続実施 ・長沢ミニバスの導入、継続実施 ・デマンドバスの導入説明、協議（２地区）

【目標 4】 非日常の移動手段の充実（観光等）

[施策の方向性]

- ・観光に応じた移動手段の充実
- ・広域乗換拠点からの交通手段の充実

主な施策	これまでの主な取組内容
・二次交通の充実 ・空港等からの交通手段の充実	・レンタサイクル、レンタカー、カーシェア（観光協会、民間事業者） ・高速バス（関西国際空港、神戸空港、伊丹空港、新神戸駅、徳島駅、JR 京都駅）

【目標 5】 持続可能な地域公共交通の実現

[施策の方向性]

- ・シームレスな移動サービスの提供、MaaS の推進
- ・多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保
- ・新技術等を活用した新たな取り組みの推進

主な施策	これまでの主な取組内容
・総合的な地域公共交通情報の発信 ・バスの統一的なナンバリング ・キャッシュレス化の推進 ・周遊バスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入 ・地域公共交通の利用機会の創出 ・運転手確保のための支援 ・環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進 ・新技術や新しい仕組みによる取組の推進	・あわじ足ナビアプリ（バスモ）の整備 ・バスロケーションシステム（あデジ）の新設 ・PayPay、バスモリ対応 ・淡路ジェノバラインとの規格乗車券「花・食巡り切符」「明石海峡・島たびパス」 ・あわ神あわ姫バス無料デーの実施 ・免許返納サポートの実施 ・高校生への説明会の実施 ・イベントへの参加

運転免許返納サポート制度の拡充と高齢者等の交通弱者対策について

1. 概要

高齢者等の免許返納の推進と、免許を返納された方へのサポートとして実施している淡路市内のコミバス等の無料制度の期間について、現行「5年間」を「7年間」に拡充します。

2. 拡充内容

区分	現行制度	制度拡充後
無料期間	・ <u>5</u> 年間（1人1回限り）	・ <u>7</u> 年間（1人1回限り）
対象バス等	・ あわ神あわ姫バス ・ 山田地域コミバス ・ 岩屋地域コミバス	・ あわ神あわ姫バス ・ 山田地域コミバス ・ 岩屋地域コミバス
対象者	・ 運転免許を自主返納した市民	・ 運転免許を自主返納した市民

3. 制度拡充開始予定日について

令和8年9月1日

4. 今後の高齢者等の交通弱者対策について

今後、自ら運転することが困難となる高齢者等が増加することが見込まれます。高齢者等の交通弱者の支援制度につきましても、福祉部局、関係機関と連携をとりながら、交通弱者対策等を検討していきます。

あわ神・あわ姫バスの運賃無料DAYの実施について

1 主旨

年末年始の期間は、帰省などに伴う交通渋滞が予測されることから、その交通渋滞の緩和対策として、また、物価高騰等による市民の負担軽減を図るとともに、公共交通利用者の新たな需要の掘り起こしを図り、公共交通を利用する“きっかけ”をつくる。

2 実施時期 令和7年12月29日（月）～令和8年1月3日（土）

3 対象路線 時計回り・反時計回り・東浦北淡線・岩屋洲本線

4 対象者 制限なし

5 実施結果 利用者数 3,605人

	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	合 計
時計回り	378	387	267	190	223	256	1,701
反時計回り	342	320	264	171	241	275	1,613
東浦北淡線	34	30	12	28	23	17	144
岩屋洲本線	92	55					147
合 計	846	792	543	389	487	548	3,605

参考

	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	合 計
前年 合計	666	737	541	399	533	527	3,403
前々年 合計	624	641	413	323	539	415	2,955

(議題1) 淡路市コミュニティバスの評価検証(案)について

コミバス名称	淡路市生活観光バス (北部)	岩屋地域 コミュニティバス	長沢地域 コミュニティバス	山田地域 デマンド交通
(愛 称)	(あわ神・あわ姫バス)	(岩屋バンバンバス)	(長沢ミニバス)	(ハピバス山田号)
運行形態	路線定期運行	路線定期運行	路線定期運行	路線不定期運行(予約制)
①利用人数	30,612人 (26,154人)	46,453人 (42,767人)	2284人 (2,038人)	1,072人 (1,307人)
②便数	8,295便 (8,331便)	10,950便 (10,920便)	2,522便 (2,520便)	275便 (273便)
③全体の 平均利用人数 (①÷②)	3.7人/便 (3.1人/便)	4.2人/便 (3.9人/便)	0.9人/便 (0.8人/便)	3.9人/便 (4.7人/便)
④運行費用	38,036,000円 (33,467,000円)	12,304,629円 (10,972,692円)	3,546,291円 (3,543,637円)	2,328,436円 (2,317,931円)
⑤運行収入	10,605,000円 (9,184,000円)	4,689,100円 (3,646,800円)	883,600円 (878,600円)	119,100円 (132,650円)
⑥運行欠損額 (④-⑤)	27,431,000円 (24,283,000円)	7,615,529円 (7,325,892円)	2,662,691円 (2,665,037円)	2,209,336円 (2,185,281円)
⑦公的資金投入額 (1人あたり) 下段：目標値	904.1円 (781.1円)	125.9円 (149.7円)	1,199.3円 (911.0円)	1,363.3円 (1,077.6円)
⑧収支率 (⑤÷④)	27.9% (27.4%)	38.1% (33.2%)	24.9% (24.8%)	5.1% (5.7%)
基準値 (令和4年度)	789.0円	151.2円	920.2円	1,088.5円
公的資金投入額 下段：令和4年度	27,676,000円 (22,581,000円)	5,847,207円 (3,915,536円)	2,739,231円 (2,803,000円)	1,461,436円 (1,400,000円)

※1) 枠内の上段数値は、令和7年度分(令和6年10月1日～令和7年9月30日)・
下段数値は、令和6年度分(令和5年10月1日～令和6年9月30日)である。

※2) 路線定期運行のみ収支率は20%以上とする。

※3) 山田地域デマンド交通の免許返納制度の影響を加味した場合、収支率は、37.1%となる。(影響額：744,000円)

全ての路線において、

「運行を継続」とする。

淡路市コミュニティバスの評価基準について

淡路市コミュニティバスの評価基準

- (1) 運行に関する基準 (最低限の運行便数を設定)
- (2) 利用に関する基準 (最低限の需要ラインを示す)
- (3) 運行費用の負担に関する基準
(路線の事業採算性、持続可能な運行計画の妥当性)

(1) 運行に関する基準 ※路線定期運行のみ

- (ア) 日常生活の活動ができるよう少なくとも
週2日は乗合運行。
- (イ) 運行する日は、少なくとも
往復(循環)2便の運行。

(2) 利用に関する基準

- 「乗合」を基本としているため
便平均利用者数1.0人が
乗合っている。

※(便平均利用者数) = (総利用人数) ÷ (総便数)

(3) 運行費用の負担に関する基準

- ・コミュニティバスへの利用者一人当たりの
公的資金投入額の

令和4年度比1%削減

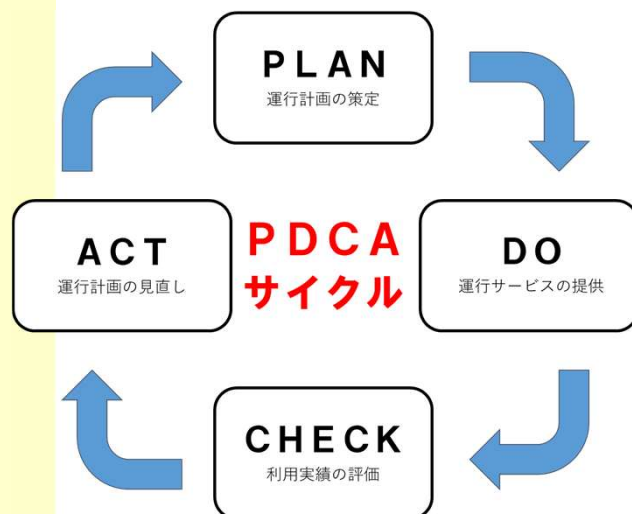
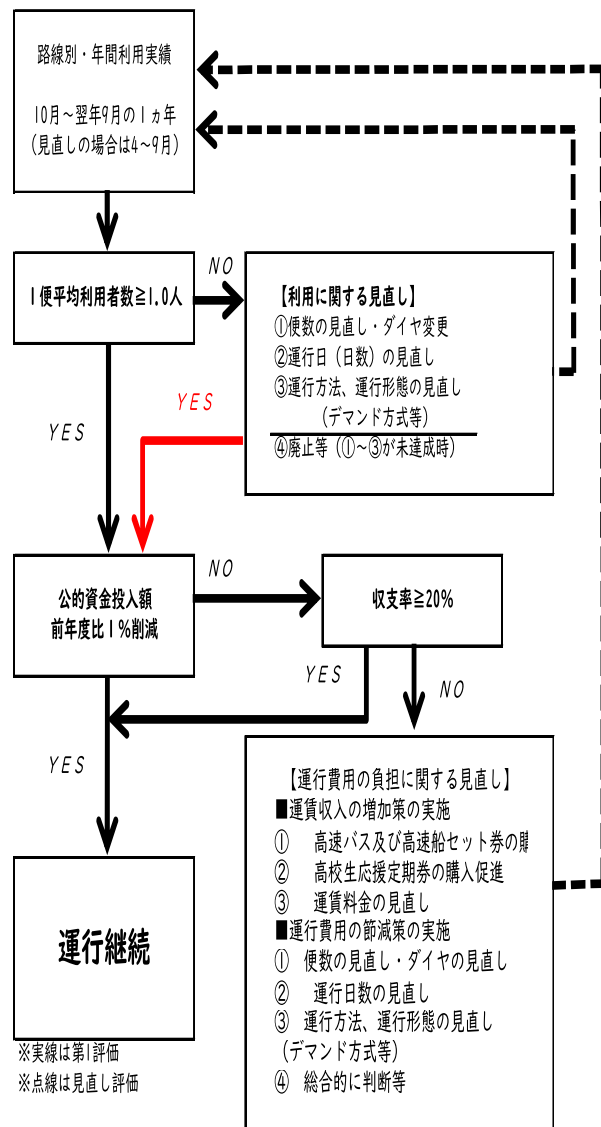
※(投入額) = (市の負担額) ÷ (総利用人数)

※市の負担額に車両購入に係る費用等を含まない

- ・運行費用は、利用者等から得る運行収入と
本市(国県補助含む)負担とし、

収支率20%以上。

※(収入率) = (運行収入) ÷ (運行費用) × 100



淡路市コミュニティバスの評価基準について

地域公共交通を継続して運行していくためには、本市が提供すべき地域公共交通の考え方を明確にするとともに、利用や運行費用等に関する基準を設定し、それに照らして利用実績等を評価することが重要である。それによって一定の公共性と公平性が保たれるほか、地域公共交通の運行を維持するための目標が明確となり、利用者等及び行政が協力して地域公共交通を維持していく原動力にもなる。

そこで、現在、本市が提供している地域公共交通について、次のとおり運行に関する基準、利用に関する基準、運行費用の負担に関する基準等を設定する。

(1) 本市が提供すべき地域公共交通に関する基本的な考え方

- ・ 自家用車や二輪車等によって日常生活に必要な活動（買い物、通院、通学など）が自由に行えない市民に対し、乗合の地域公共交通の運行を提供してそれらの活動ができるよう努める。
- ・ 地域公共交通の運行に必要な費用は、利用者等及び本市（国県補助金を含む）の負担とする。

(2) 運行に関する基準

- ・ 日常生活に必要な活動ができるよう、少なくとも週2日（平日）は乗合の地域公共交通を運行する。
- ・ 地域公共交通を運行する日は、最低でも片道4便（往復又は循環のときは2便とする。）の乗合の地域公共交通を運行する。

(3) 利用に関する基準

- ・ 地域公共交通は「乗合」を基本とした運行であり、乗り合っている1便平均利用者数1.0人を超える状態を利用に関する基準とする。

【計算式】 $(1 \text{ 便平均利用者数}) = (\text{利用人数}) \div (\text{便数})$

※ 基準を下回った場合は、地域の実情に応じた運行内容などを検討する。

(4) 運行費用の負担に関する基準

- ・ 地域公共交通の運行に必要な費用は、利用者等から得る運行収入と本市（国県補助金を含む）が負担する額とする。
- ・ 持続可能かつ効率的な運行をめざすために、利用者1人当たりの公的資金投入額を算出し、令和4年度比からの1%の削減を目標に取り組む。

【計算式】 $(\text{公的資金投入額}) = (\text{市の負担額}) \div (\text{利用者数})$

※ 市の負担額は、通常の運行に係る費用のみとし、車両購入費等を省く。

- ・ 本市が負担する額は、運行費用の80%までとし、利用者等から得る運賃収入の負担は収支率20%以上とする。※路線の事業採算性、運行計画の妥当性を示す基準

【計算式】 $(\text{収入率}) = (\text{運行収入}) \div (\text{運行費用}) \times 100\%$

(5) 評価と見直し

- ・ 評価方法は、10月1日から翌年9月30日までの利用実績に基づき、利用基準及び運行費用の負担基準に基づいて、便数、ダイヤ、運行日数、デマンド方式等の見直しを行い、これらの措置を講じても基準を達成できない場合は、乗合交通を廃止して個別輸送等に委ねることとする。
- ・ 評価の流れは、評価フロー図とする。
- ・ 利用基準及び運行費用の負担基準の数値は、社会情勢に応じて定期的に見直しを行っていく。

岩屋地域コミュニティバスの路線改正（案）について

1. 提案内容

岩屋地域では、現在、地域住民の移動手段を維持確保するため、岩屋地域コミュニティバス【交通空白有償運送】が運行している。

については、地域の意向により、地域住民や観光客の利用に対し、更なる利便性向上を図るため、現在、運行している路線の改正をする。

※協議理由

淡路市地域公共交通会議設置要綱第2条（1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項に該当

2. 岩屋地域コミュニティバスの運行形態等

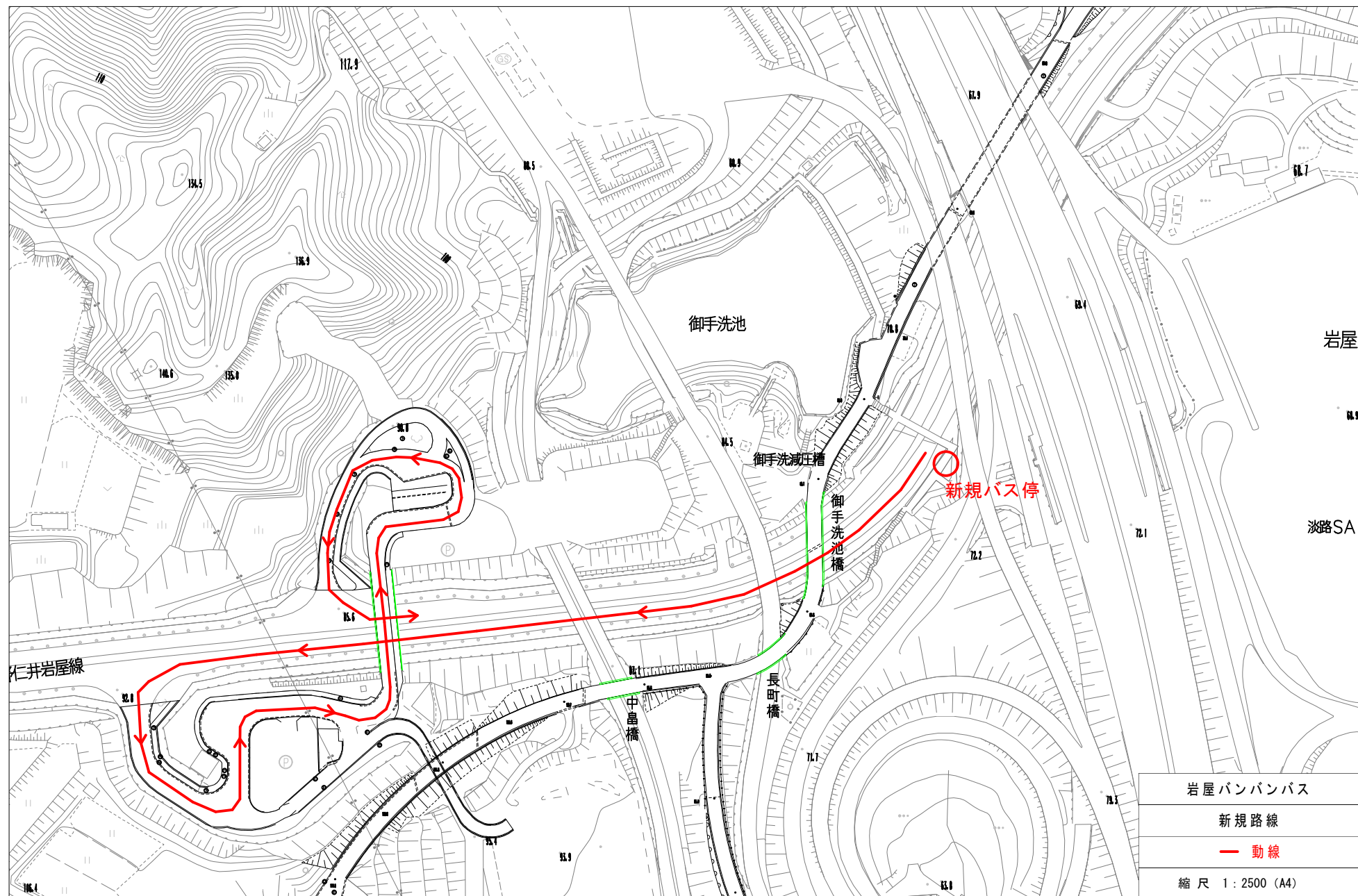
区分	変更前	変更後
名称	岩屋地域コミュニティバス (岩屋バンバンバス号)	岩屋地域コミュニティバス (岩屋バンバンバス号)
運行形態	路線定期運行	路線定期運行
路線	美湯松帆の郷～聖隷淡路病院	美湯松帆の郷～聖隷淡路病院
系統 キロ 起点～ 終点	1 系統 <u>8. 5 k m</u> 【片道】 美湯松帆の郷～聖隷淡路病院	1 系統 <u>1 0. 7 k m</u> 【片道】 美湯松帆の郷～聖隷淡路病院
バス停	2 0 か所	2 0 か所
便数 時間	<u>1 日 1 5 往復 3 0 便</u> (年中無休) 7 時台～1 7 時台	<u>1 日 1 2 往復 2 4 便</u> (年中無休) 7 時台～1 7 時台
運賃	■通常運賃 1 乗車 1 5 0 円 1 日乗り放題券 4 5 0 円 ■定期券 1 月分 3, 0 0 0 円	■通常運賃 1 乗車 1 5 0 円 1 日乗り放題券 4 5 0 円 ■定期券 1 月分 3, 0 0 0 円
事業者	株式会社 恵美寿	株式会社 恵美寿

3. 運行開始予定日

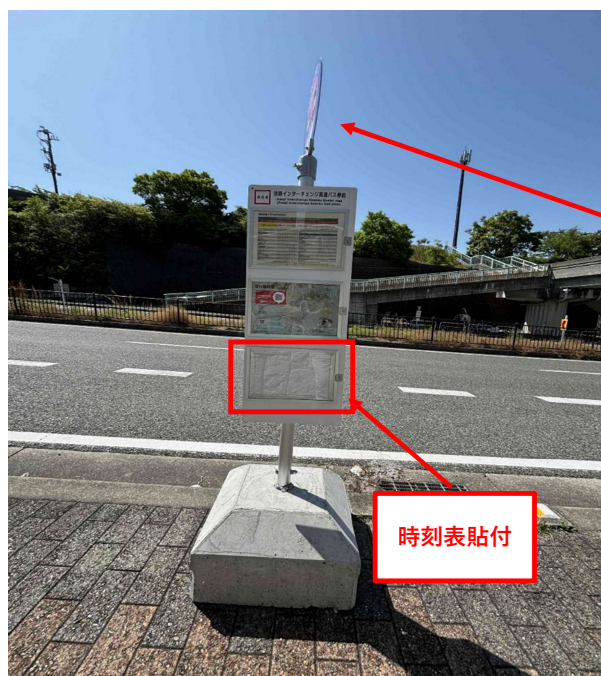
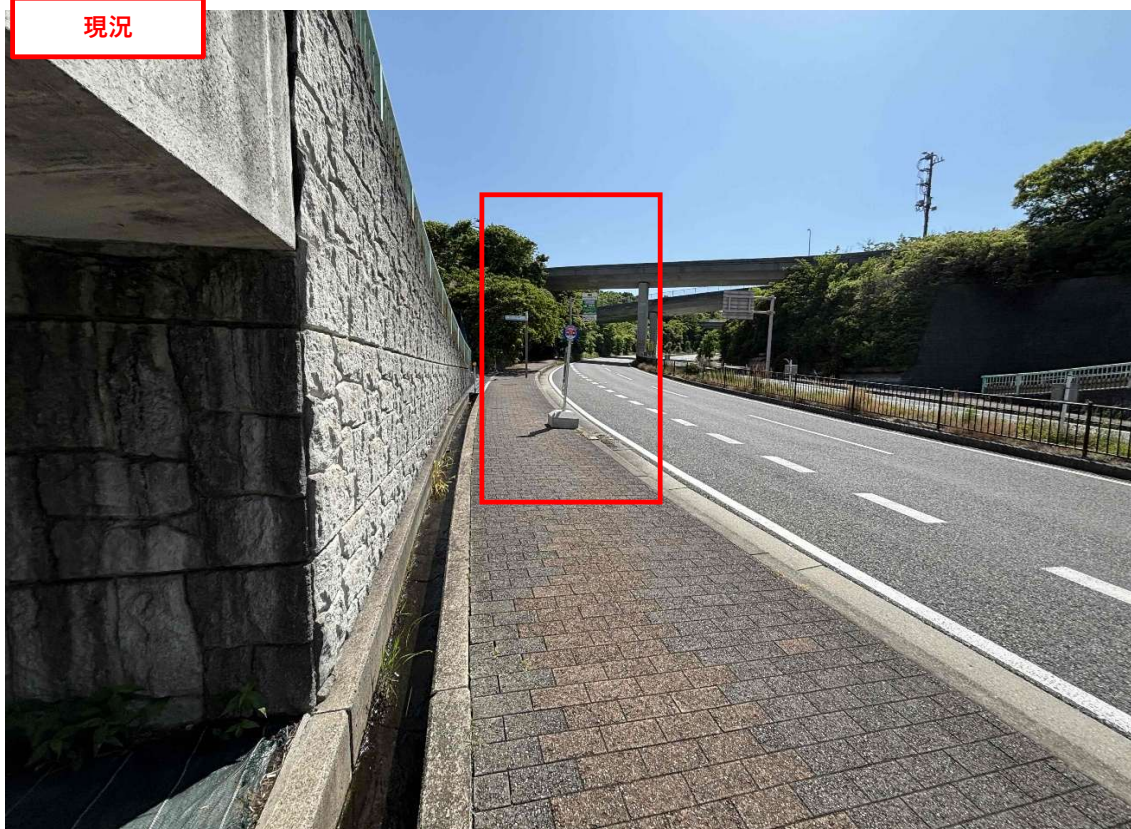
令和 8 年 1 0 月 1 日







現況



標柱上部更新



時刻表貼付

パンパンバス時刻表【現行】

美湯の松帆の郷～聖隷淡路病院（片道 8.5km 25分）

停留所	距離 (km)	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29
美湯 松帆の郷					－	11:01	12:41	13:01	13:41	14:01	14:41	15:01	15:41	16:01	16:41	17:01
港池公園	1.0	7:02	8:02	9:02	10:02	11:02	12:42	13:02	13:42	14:02	14:42	15:02	15:42	16:02	16:42	17:02
道の駅あわじ・淡海荘	0.6	7:03	8:03	9:03	10:03	11:03	12:43	13:03	13:43	14:03	14:43	15:03	15:43	16:03	16:43	17:03
長浜	0.4	7:04	8:04	9:04	10:04	11:04	12:44	13:04	13:44	14:04	14:44	15:04	15:44	16:04	16:44	17:04
東長浜	0.3	7:05	8:05	9:05	10:05	11:05	12:45	13:05	13:45	14:05	14:45	15:05	15:45	16:05	16:45	17:05
岩屋保健センター	0.3	7:06	8:06	9:06	10:06	11:06	12:46	13:06	13:46	14:06	14:46	15:06	15:46	16:06	16:46	17:06
しおかぜ診療所・タコステ	0.2	7:07	8:07	9:07	10:07	11:07	12:47	13:07	13:47	14:07	14:47	15:07	15:47	16:07	16:47	17:07
岡田医院・松田アイクリニック	0.4	7:09	8:09	9:09	10:09	11:09	12:49	13:09	13:49	14:09	14:49	15:09	15:49	16:09	16:49	17:09
岩屋ポートターミナル	0.4	7:11	8:11	9:11	10:11	11:11	12:51	13:11	13:51	14:11	14:51	15:11	15:51	16:11	16:51	17:11
神之前集会所	0.5	7:12	8:12	9:12	10:12	11:12	12:52	13:12	13:52	14:12	14:52	15:12	15:52	16:12	16:52	17:12
岩屋海水浴場	0.2	7:13	8:13	9:13	10:13	11:13	12:53	13:13	13:53	14:13	14:53	15:13	15:53	16:13	16:53	17:13
塩坪川	0.5	7:14	8:14	9:14	10:14	11:14	12:54	13:14	13:54	14:14	14:54	15:14	15:54	16:14	16:54	17:14
中村クリニック	0.4	7:16	8:16	9:16	10:16	11:16	12:56	13:16	13:56	14:16	14:56	15:16	15:56	16:16	16:56	17:16
岩屋中学校前	0.2	7:17	8:17	9:17	10:17	11:17	12:57	13:17	13:57	14:17	14:57	15:17	15:57	16:17	16:57	17:17
鵜崎	0.4	7:18	8:18	9:18	10:18	11:18	12:58	13:18	13:58	14:18	14:58	15:18	15:58	16:18	16:58	17:18
鵜崎団地	0.2	7:20	8:20	9:20	10:20	11:20	13:00	13:20	14:00	14:20	15:00	15:20	16:00	16:20	17:00	17:20
鵜崎台東	0.1	7:21	8:21	9:21	10:21	11:21	13:01	13:21	14:01	14:21	15:01	15:21	16:01	16:21	17:01	17:21
鵜崎台西	0.6	7:22	8:22	9:22	10:22	11:22	13:02	13:22	14:02	14:22	15:02	15:22	16:02	16:22	17:02	17:22
南鵜崎	0.9	7:24	8:24	9:24	10:24	11:24	13:04	13:24	14:04	14:24	15:04	15:24	16:04	16:24	17:04	17:24
聖隷淡路病院	0.9	7:26	8:26	9:26	10:26	11:26	13:06	13:26	14:06	14:26	15:06	15:26	16:06	16:26	17:06	17:26

8.5

聖隷淡路病院～美湯の松帆の郷

停留所	距離 (km)	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30
聖隷淡路病院		7:31	8:31	9:31	10:31	11:31	13:11	13:31	14:11	14:31	15:11	15:31	16:11	16:31	17:11	17:31
南鵜崎	0.9	7:33	8:33	9:33	10:33	11:33	13:13	13:33	14:13	14:33	15:13	15:33	16:13	16:33	17:13	17:33
鵜崎	0.5	7:34	8:34	9:34	10:34	11:34	13:14	13:34	14:14	14:34	15:14	15:34	16:14	16:34	17:14	17:34
鵜崎団地	0.2	7:35	8:35	9:35	10:35	11:35	13:15	13:35	14:15	14:35	15:15	15:35	16:15	16:35	17:15	17:35
鵜崎台西	0.2	7:36	8:36	9:36	10:36	11:36	13:16	13:36	14:16	14:36	15:16	15:36	16:16	16:36	17:16	17:36
鵜崎台東	0.6	7:37	8:37	9:37	10:37	11:37	13:17	13:37	14:17	14:37	15:17	15:37	16:17	16:37	17:17	17:37
岩屋中学校前	0.7	7:39	8:39	9:39	10:39	11:39	13:19	13:39	14:19	14:39	15:19	15:39	16:19	16:39	17:19	17:39
中村クリニック	0.2	7:40	8:40	9:40	10:40	11:40	13:20	13:40	14:20	14:40	15:20	15:40	16:20	16:40	17:20	17:40
塩坪川	0.4	7:43	8:43	9:43	10:43	11:43	13:23	13:43	14:23	14:43	15:23	15:43	16:23	16:43	17:23	17:43
岩屋海水浴場	0.5	7:44	8:44	9:44	10:44	11:44	13:24	13:44	14:24	14:44	15:24	15:44	16:24	16:44	17:24	17:44
神之前集会所	0.2	7:45	8:45	9:45	10:45	11:45	13:25	13:45	14:25	14:45	15:25	15:45	16:25	16:45	17:25	17:45
岩屋ポートターミナル	0.5	7:46	8:46	9:46	10:46	11:46	13:26	13:46	14:26	14:46	15:26	15:46	16:26	16:46	17:26	17:46
岡田医院・松田アイクリニック	0.4	7:48	8:48	9:48	10:48	11:48	13:28	13:48	14:28	14:48	15:28	15:48	16:28	16:48	17:28	17:48
しおかぜ診療所・タコステ	0.4	7:50	8:50	9:50	10:50	11:50	13:30	13:50	14:30	14:50	15:30	15:50	16:30	16:50	17:30	17:50
岩屋保健センター	0.2	7:51	8:51	9:51	10:51	11:51	13:31	13:51	14:31	14:51	15:31	15:51	16:31	16:51	17:31	17:51
東長浜	0.3	7:52	8:52	9:52	10:52	11:52	13:32	13:52	14:32	14:52	15:32	15:52	16:32	16:52	17:32	17:52
長浜	0.3	7:53	8:53	9:53	10:53	11:53	13:33	13:53	14:33	14:53	15:33	15:53	16:33	16:53	17:33	17:53
道の駅あわじ・淡海荘	0.4	7:54	8:54	9:54	10:54	11:54	13:34	13:54	14:34	14:54	15:34	15:54	16:34	16:54	17:34	17:54
港池公園	0.6	7:55	8:55	9:55	10:55	11:55	13:35	13:55	14:35	14:55	15:35	15:55	16:35	16:55	17:35	17:55
美湯 松帆の郷	1.0					11:56	13:36	13:56	14:36	14:56	15:36	15:56	16:36	16:56	17:36	17:56

8.5

バンバンバス時刻表【改正案】R8.10.1～

美湯の松帆の郷～聖隷淡路病院（片道 10.7km 35分）

停留所	距離 (km)	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23
美湯 松帆の郷					11:01	12:21	12:41	13:41	14:01	15:01	15:21	16:21	16:41
港池公園	1.0	7:02	8:22	9:42	11:02	12:22	12:42	13:42	14:02	15:02	15:22	16:22	16:42
道の駅あわじ・淡海荘	0.6	7:03	8:23	9:43	11:03	12:23	12:43	13:43	14:03	15:03	15:23	16:23	16:43
長浜	0.4	7:04	8:24	9:44	11:04	12:24	12:44	13:44	14:04	15:04	15:24	16:24	16:44
東長浜	0.3	7:05	8:25	9:45	11:05	12:25	12:45	13:45	14:05	15:05	15:25	16:25	16:45
岩屋保健センター	0.3	7:06	8:26	9:46	11:06	12:26	12:46	13:46	14:06	15:06	15:26	16:26	16:46
しおかぜ診療所・タコステ	0.2	7:07	8:27	9:47	11:07	12:27	12:47	13:47	14:07	15:07	15:27	16:27	16:47
岡田医院・松田アイクリニック	0.4	7:09	8:29	9:49	11:09	12:29	12:49	13:49	14:09	15:09	15:29	16:29	16:49
岩屋ボートターミナル	0.4	7:14	8:34	9:54	11:14	12:34	12:54	13:54	14:14	15:14	15:34	16:34	16:54
神之前集会所	0.5	7:15	8:35	9:55	11:15	12:35	12:55	13:55	14:15	15:15	15:35	16:35	16:55
岩屋海水浴場	0.2	7:16	8:36	9:56	11:16	12:36	12:56	13:56	14:16	15:16	15:36	16:36	16:56
淡路IC高速バス停前	1.0	7:20	8:40	10:00	11:20	12:40	13:00	14:00	14:20	15:20	15:40	16:40	17:00
中村クリニック	2.1	7:26	8:46	10:06	11:26	12:46	13:06	14:06	14:26	15:26	15:46	16:46	17:06
岩屋中学校前	0.2	7:27	8:47	10:07	11:27	12:47	13:07	14:07	14:27	15:27	15:47	16:47	17:07
鵜崎	0.4	7:28	8:48	10:08	11:28	12:48	13:08	14:08	14:28	15:28	15:48	16:48	17:08
鵜崎団地	0.2	7:30	8:50	10:10	11:30	12:50	13:10	14:10	14:30	15:30	15:50	16:50	17:10
鵜崎台東	0.1	7:31	8:51	10:11	11:31	12:51	13:11	14:11	14:31	15:31	15:51	16:51	17:11
鵜崎台西	0.6	7:32	8:52	10:12	11:32	12:52	13:12	14:12	14:32	15:32	15:52	16:52	17:12
南鵜崎	0.9	7:35	8:55	10:15	11:35	12:55	13:15	14:15	14:35	15:35	15:55	16:55	17:15
聖隷淡路病院	0.9	7:36	8:56	10:16	11:36	12:56	13:16	14:16	14:36	15:36	15:56	16:56	17:16

10.7

聖隷淡路病院～美湯の松帆の郷

停留所	距離 (km)	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
聖隷淡路病院		7:36	8:56	10:16	11:36	12:56	13:16	14:16	14:36	15:36	15:56	16:56	17:16
南鵜崎	0.9	7:37	8:57	10:17	11:37	12:57	13:17	14:17	14:37	15:37	15:57	16:57	17:17
鵜崎	0.5	7:40	9:00	10:20	11:40	13:00	13:20	14:20	14:40	15:40	16:00	17:00	17:20
鵜崎団地	0.2	7:41	9:01	10:21	11:41	13:01	13:21	14:21	14:41	15:41	16:01	17:01	17:21
鵜崎台西	0.2	7:42	9:02	10:22	11:42	13:02	13:22	14:22	14:42	15:42	16:02	17:02	17:22
鵜崎台東	0.6	7:44	9:04	10:24	11:44	13:04	13:24	14:24	14:44	15:44	16:04	17:04	17:24
岩屋中学校前	0.7	7:45	9:05	10:25	11:45	13:05	13:25	14:25	14:45	15:45	16:05	17:05	17:25
中村クリニック	0.2	7:46	9:06	10:26	11:46	13:06	13:26	14:26	14:46	15:46	16:06	17:06	17:26
淡路IC高速バス停前	1.3	7:50	9:10	10:30	11:50	13:10	13:30	14:30	14:50	15:50	16:10	17:10	17:30
岩屋海水浴場	1.8	7:56	9:16	10:36	11:56	13:16	13:36	14:36	14:56	15:56	16:16	17:16	17:36
神之前集会所	0.2	7:57	9:17	10:37	11:57	13:17	13:37	14:37	14:57	15:57	16:17	17:17	17:37
岩屋ボートターミナル	0.5	8:02	9:22	10:42	12:02	13:22	13:42	14:42	15:02	16:02	16:22	17:22	17:42
岡田医院・松田アイクリニック	0.4	8:03	9:23	10:43	12:03	13:23	13:43	14:43	15:03	16:03	16:23	17:23	17:43
しおかぜ診療所・タコステ	0.4	8:05	9:25	10:45	12:05	13:25	13:45	14:45	15:05	16:05	16:25	17:25	17:45
岩屋保健センター	0.2	8:06	9:26	10:46	12:06	13:26	13:46	14:46	15:06	16:06	16:26	17:26	17:46
東長浜	0.3	8:07	9:27	10:47	12:07	13:27	13:47	14:47	15:07	16:07	16:27	17:27	17:47
長浜	0.3	8:08	9:28	10:48	12:08	13:28	13:48	14:48	15:08	16:08	16:28	17:28	17:48
道の駅あわじ・淡海荘	0.4	8:09	9:29	10:49	12:09	13:29	13:49	14:49	15:09	16:09	16:29	17:29	17:49
港池公園	0.6	8:10	9:30	10:50	12:10	13:30	13:50	14:50	15:10	16:10	16:30	17:30	17:50
美湯 松帆の郷	1.0			10:51	12:11	13:31	13:51	14:51	15:11	16:11	16:31	17:31	17:51

10.7

山田地域デマンド交通(ハピバス山田号)の路線追加(案)について

1. 提案内容

山田地域では、地域住民の移動手段を維持確保するため、現在、山田地域デマンド交通【(ハピバス山田号)(市町村自家用有償運送：有料バス)】が運行している。

ついては、地域住民の意向により、利用者の更なる利便性向上を図るため、現在、運行している路線の追加をするものである。

※お諮りする理由

淡路市地域公共交通会議設置要綱第2条(1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項であるため。

2. ハピバス山田号の運行形態等

区分	変更前	変更後
運行形態	路線不定期運行 (予約制)	路線不定期運行 (予約制)
路線	山田地域～志筑新島地区 山田地域～洲本市五色地区	山田地域～志筑新島地区 山田地域～洲本市五色地区
系統 キロ 起点 ～ 終点	<u>1 1</u> 系統 2 2. 2 k m 【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区 2 9. 1 k m 【片道】 深草辻堂ノ北地区～志筑新島地区 2 5. 8 k m 【片道】 入野才ノ神地区～志筑新島地区 2 1. 5 k m 【片道】 深草清水谷地区～洲本市五色地区 1 4. 5 k m 【片道】 入野才ノ神地区～洲本市五色地区 1 2. 0 k m 【片道】 高山乙地区～洲本市五色地区 2 3. 2 k m 【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区 2 3. 6 k m 【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区 1 3. 6 k m 【片道】 深草清水谷地区～洲本市五色地区 2 9. 5 k m 【片道】	<u>1 2</u> 系統 2 2. 2 k m 【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区 2 9. 1 k m 【片道】 深草辻堂ノ北地区～志筑新島地区 2 5. 8 k m 【片道】 入野才ノ神地区～志筑新島地区 2 1. 5 k m 【片道】 深草清水谷地区～洲本市五色地区 1 4. 5 k m 【片道】 入野才ノ神地区～洲本市五色地区 1 2. 0 k m 【片道】 高山乙地区～洲本市五色地区 2 3. 2 k m 【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区 2 3. 6 k m 【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区 1 3. 6 k m 【片道】 深草清水谷地区～洲本市五色地区 2 9. 5 k m 【片道】

	深草清水谷地区～志筑新島地区 29.9km【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区	深草清水谷地区～志筑新島地区 29.9km【片道】 深草清水谷地区～志筑新島地区 <u>16.8km【片道】</u> <u>深草清水谷地区～生穂新島地区</u>
便数 時間	予約制/月～土 8時台～17時台	予約制/月～土 8時台～17時台
運賃	■通常運賃 山田～郡家間 400円 山田～志筑間 800円 山田～五色間 500円 障がい者、障がい者の同伴者、小学生は半額、小学生未満は無料	■通常運賃 山田～郡家間 400円 山田～志筑間 800円 山田～五色間 500円 障がい者、障がい者の同伴者、小学生は半額、小学生未満は無料

3. 運行開始予定日
令和8年10月1日

■ 運行路線 新規 深草～生穂新島 (16.8km)

運行路線
迂回路線

基軸となる運行路線は、運行路線図の●印〈①・②・③・⑦・⑥・⑩・⑪・⑬・⑭・⑮・⑲・⑳・㉑・㉒〉とし、迂回部分●印〈④・⑤・⑧・⑨・⑫・⑬・⑮・⑯・⑰・⑱・㉓の区域〉とする。

基軸となる運行路線を定め、その路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて迂回部分への運行を行うものである。旅客の呼出しに応じた運行経路は、最も安全で、効率的な運行経路を選択し、運行するものとする。

部分とする。



⑩ 草香会館

②⑩ あみだ堂前

ルート時刻表

上り		乗車時間 (分)	距離 (m)	1便	2便	3便
1	一宮シーサイド	2	800	8:00	10:58	13:56
2	緑の道しるべ	4	1,800	8:02	11:00	13:58
3	明神三叉路			8:06	11:04	14:02
4	小谷富吉宅前	2	1,200	8:08	11:06	14:04
5	草香ふれあい花壇前	3	1,500	8:11	11:09	14:07
6	田中宅前	1	300	8:12	11:10	14:08
7	八坂神社下	1	300	8:13	11:11	14:09
8	上土井前	3	1,700	8:16	11:14	14:12
9	農業倉庫	5	2,400	8:21	11:19	14:17
10	草香会館	6	3,000	8:27	11:25	14:23
11	淡路金属前	1	200	8:28	11:26	14:24
12	かおりの丘	3	1,400	8:31	11:29	14:27
13	山田駐在所	1	300	8:32	11:30	14:28
14	山田三叉路	1	500	8:33	11:31	14:29
15	西尾宅前	6	3,100	8:39	11:37	14:35
16	石田宅前	7	3,600	8:46	11:44	14:42
17	寄合池	4	1,800	8:50	11:48	14:46
18	谷口宅前	3	1,500	8:53	11:51	14:49
19	西山宅前	2	800	8:55	11:53	14:51
20	あみだ堂前	2	1,200	8:57	11:55	14:53
21	水車小屋	1	400	8:58	11:56	14:54
22	アスナシヨコラ前	1	300	8:59	11:57	14:55
23	入野四差路	5	2,700	9:04	12:02	15:00
24	淡路市役所	20	10,200	9:24	12:22	15:20
計		84	41,000			

下り		乗車時間 (分)	距離 (m)	1便	2便	3便
24	淡路市役所	20	10,200	9:29	12:27	15:25
23	入野四差路	5	2,700	9:49	12:47	15:45
22	アスナシヨコラ前	1	300	9:54	12:52	15:50
21	水車小屋	1	400	9:55	12:53	15:51
20	あみだ堂前	2	1,200	9:56	12:54	15:52
19	西山宅前	2	800	9:58	12:56	15:54
18	谷口宅前	3	1,500	10:00	12:58	15:56
17	寄合池	4	1,800	10:03	13:01	15:59
16	石田宅前	7	3,600	10:07	13:05	16:03
15	西尾宅前	6	3,100	10:14	13:12	16:10
14	山田三叉路	1	500	10:20	13:18	16:16
13	山田駐在所	1	300	10:21	13:19	16:17
12	かおりの丘	3	1,400	10:22	13:20	16:18
11	淡路金属前	1	200	10:25	13:23	16:21
10	草香会館	6	3,000	10:26	13:24	16:22
9	農業倉庫	5	2,400	10:32	13:30	16:28
8	上土井前	3	1,700	10:37	13:35	16:33
7	八坂神社下	1	300	10:40	13:38	16:36
6	田中宅前	1	300	10:41	13:39	16:37
5	草香ふれあい花壇前	3	1,500	10:42	13:40	16:38
4	小谷富吉宅前	2	1,200	10:45	13:43	16:41
3	明神三叉路	4	1,800	10:47	13:45	16:43
2	緑の道しるべ	2	800	10:51	13:49	16:47
1	一宮シーサイド			10:53	13:51	16:49
計		84	41,000			

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、淡路市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、25人以内の委員をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者代表及びその関係団体代表
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部職員
- (4) 兵庫県職員
- (5) 淡路市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬等)

第5条 委員には、報酬その他これに類するものは支給しない。

(運営)

第6条 交通会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数とし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 第5項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、交通会議を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「出席者」とあるのは、「委員」とする。

8 交通会議の庶務は、淡路市都市整備部都市総務課において処理する。

(部会)

第7条 交通会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を交通会議に報告する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第49号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月31日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。